○農林水産省告示第

号

出 入国 管 理及び 難民認定法第七条第一 項第二号の基準を定める省令 (平成二年法務省令第十六号) 及び特

定技 能 雇 用 契約及び一号特定技能 外国 人支援計 画 0 基 一準等を定める省令 (平成三十一 年法務省令第五 号) 0)

規定に基づき、 平成三十一年農林· 水産省告示第五百二十四号 (特定技能 雇用契約及び 号特定技能外 玉 人支

援計 画 の基準等を定める省令第二条第一項第十三号及び第二項第七号の規定に基づく農業分野に特有 \mathcal{O} 事 情

に鑑みて定める基準)等の一部を次のように改正する。

令和 年 月 日

農林水産大臣 名

(平成三十一年農林水産省告示第五百二十四号の一部改正)

第 一条 平成三十一年農林水産省告示第五百二十四号の一 部を次のように改正する。

次 の表により、 改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分 (以 下 「傍線部分」という。) でこれに対応

する改正 前 欄に 掲げる規定の傍 線 部 分が ない ものは、 これを加え、 改正 前欄に掲げる規定の傍線部分でこ

れ に対応する改正後欄 に掲げる規定の傍線部分が ない ものは、 これを削 る。

改 正 後

関又はその業務を執行する役員)が次のいずれにも該当することとす私の機関(第一号にあっては、当該機関が法人である場合は、当該機する告示で定める基準は、特定技能雇用契約の相手方となる本邦の公の基準等を定める省令第二条第一項第十三号及び第二項第七号に規定農業分野に係る特定技能雇用契約及び一号特定技能外国人支援計画 る。

- にあっては、労働者を六月以上継続して雇用した経験又はこれに準合うのでは、労働者派遣をいう。以下同じ。)の対象とするものではない場合以十八号。以下「労働者派遣法」という。)第二条第一号に規定す営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律(昭和六十年法律第動を行おうとする外国人を労働者派遣(労働者派遣事業の適正な運動を行おうとする外国人を労働者派遣(労働者派遣事業の適正な運動を行おうとする外国人を労働者派遣(労働者派遣事業の適正な運動を行おうとする外国人を労働者派遣(昭和二十六年政令第三百十九号)別出入国管理及び難民認定法(昭和二十六年政令第三百十九号)別 ずる経験を有すること。
- た経験を有する者又は派遣先責任者講習その他これに準ずる講習を遣の対象とする場合にあっては、労働者を六月以上継続して雇用し欄第一号又は第二号に掲げる活動を行おうとする外国人を労働者派一 出入国管理及び難民認定法別表第一の二の表の特定技能の項の下 遣先責任者をいう。)として選任している者に当該外国人に係る労受講した者を派遣先責任者(労働者派遣法第四十一条に規定する派 著派遣をすることとしていること。

(略)

兀 必要な協力を行うこと。 協議会が行う情報の提供、 意見の聴取、 調査その他の活動に対

七五 作成に代えて電磁的記録を作成する場合における当該電磁的記録を 事させたときは、 技能外国人に対し 特定技能雇用契約に基づき特定技能外国人を農業分野 当該特定技能外国人からの求めに応じ 当該契約に係る実務経験を証明する書面 又は提供すること。 0 当該特定 実務に従 (その

改 正 前

関又はその業務を執行する役員)が次のいずれにも該当することとす私の機関(第一号にあっては、当該機関が法人である場合は、当該機する告示で定める基準は、特定技能雇用契約の相手方となる本邦の公の基準等を定める省令第二条第一項第十三号及び第二項第七号に規定の基準等を定める省令第二条第一項第十三号及び第二項第七号に規定

、労働者を六月以上継続して雇用した経験又はこれに準ずる経験を遣をいう。以下同じ。)の対象とするものではない場合にあっては以下「労働者派遣法」という。)第二条第一号に規定する労働者派 有すること。 び派遣労働者の保護等に関する法律(昭和六十年法律第八十八号。 とする外国人を労働者派遣(労働者派遣事業の適正な運営の確保及 表第一の二の表の特定技能の項の下欄第一号に掲げる活動を行おう 出入国管理及び難民認定法(昭和二十六年政令第三百十九号)

することとしていること。 をいう。)として選任している者に当該外国人に係る労働者派遣を 欄第一号に掲げる活動を行おうとする外国人を労働者派遣の対象と出入国管理及び難民認定法別表第一の二の表の特定技能の項の下 を派遣先責任者(労働者派遣法第四十一条に規定する派遣先責任者 する者又は派遣先責任者講習その他これに準ずる講習を受講した者 する場合にあっては、労働者を六月以上継続して雇用した経験を有

兀 対し、 協議会が行う情報の提供、 必要な協力を行うこと。 意見の聴取、 現地調査その他の活動に

五・六 (略)

(新設

(平成三十一年農林水産省告示第五百二十五号の一部改正)

第二条 平成三十一年農林水産省告示第五百二十五号 (特定技能雇用契約及び一号特定技能外国人支援計画

の基準等を定める省令の規定に基づき漁業分野に特有の 事情に鑑みて定める基準) \mathcal{O} 部を次のように改

正する。

次の表により、 改正後欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分が

ない ものは、これを加え、 改正前欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍

線部分がないものは、これを削る。

邦の公私の機関が次のいずれにも該当することとする。規定する告示で定める基準は、特定技能雇用契約の相手方となる本 六五 兀 画の基準等を定める省令第二条第一項第十三号及び第二項第七号に漁業分野に係る特定技能雇用契約及び一号特定技能外国人支援計 一·二 (略) あっては、前号に規定する必要な協力を行う者に当該外国人にかる活動を行おうとする外国人を労働者派遣等の対象とする場合に 別表第一の二の表の特定技能の項の下欄第一号又は第二号に掲げ 出入国管理及び難民認定法(昭和二十六年政令第三百十九号)の他の指導に対し、必要な協力を行うこと。 的記録を含む。 特定技能外国人に対し、 かる労働者派遣等をすることとしていること。 従事させたときは、 、その作成に代えて電磁的記録を作成する場合における当該電磁 協議会及びその構成員が行う報告の徴収、 特定技能雇用契約に基づき特定技能外国人を漁業分野の実務に を交付し、 当該特定技能外国人からの求めに応じ、当該 当該契約に係る実務経験を証明する書面 改 又は提供すること。 正 後 資料の要求、 調査そ 三 協議会及びその構成員が行う報告の徴収、 邦の公私の機関が次のいずれにも該当することとする。規定する告示で定める基準は、特定技能雇用契約の相手画の基準等を定める省令第二条第一項第十三号及び第二 Ŧī. 兀 一·二 (略) おうとする外国人を労働者派遣等の対象とする場合にあっては、別表第一の二の表の特定技能の項の下欄第一号に掲げる活動を行 の基準等を定める省令第二条第一項第十三号及び第二項第七号に漁業分野に係る特定技能雇用契約及び一号特定技能外国人支援計 前号に規定する必要な協力を行う者に当該外国人にかかる労働者 査その他の指導に対し、必要な協力を行うこと。 派遣等をすることとしていること。 出入国管理及び難民認定法(昭和二十六年政令第三百十九号) 改 特定技能雇用契約の相手方となる本 正 前 資料の要求、 現地調

(平成三十一年農林水産省告示第五百二十六号の一部改正)

第三条 平成三十一年農林水産省告示第五百二十六号 (出入国管理及び難民認定法第七条第一 項第二号の基

準を定める省令及び特定技能雇用契約及び一号特定技能外国 人支援計画 の基準等を定める省令の規定に基

づき飲食料品製造業分野に特有 の事情に鑑みて定める基準) の一部を次のように改正する。

次の表により、 改正後欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分が

ないものは、これを加える。

改 正

後

請 人の基

第 対象とすることを内容とする特定技能雇用契約を締結していない和六十年法律第八十八号)第二条第一号に規定する労働者派遣の業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律(昭理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令本則に理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準に、申請人(出入国管別表第一の二の表の特定技能の項の下欄第二号に掲げる活動の項別表第一の二の表の特定技能の項の下欄第二号に掲げる活動の項 こととする。 能の項の下欄第一号に掲げる活動の項の下欄第六号及び法項第二号の基準を定める省令の表の法別表第一の二の表の 飲食料品製造業分野に係る出入国 |管理及び難 民認定法第

特定 技能雇用契約の内容の基準

欄第一号又は第二号に掲げる活動を行う事業所が、平成二十五年約に基づいて外国人が同法別表第一の二の表の特定技能の項の下政令第三百十九号)第二条の五第一項に規定する特定技能雇用契告示で定める基準は、出入国管理及び難民認定法(昭和二十六年技能外国人支援計画の基準等を定める省令第一条第一項第七号の技能外国人支援計画の基準等を定める省令第一条第一項第七号の 業のうち主として次のいずれかに掲げるものを行っていることと 総務省告示第四百五号(統計法第二十八条の規定に基づき、 .関する分類を定める件)に定める日本標準産業分類に掲げる産 産業

技能外国人支援計画の基準等を定める省令第二条第一項第十三号三条(飲食料品製造業分野に係る特定技能雇用契約及び一号特定(特定技能雇用契約の相手方となる本邦の公私の機関の基準) 及び第二 の相手方となる本邦の公私の機関が次のいずれにも該当する 項第七号に規定する告示で定める基準は、特定技能雇用

の基

改

正

前

八号)第二条第一号に規定する労働者派遣の対象とすることを内保及び派遣労働者の保護等に関する法律(昭和六十年法律第八十う。以下同じ。)が、申請人を労働者派遣事業の適正な運営の確七条第一項第二号の基準を定める省令本則に規定する申請人をいする告示で定める基準は、申請人(出入国管理及び難民認定法第 特定技能の項の下欄第一号に掲げる活動の条第一項第二号の基準を定める省令の表の 容とする特定技能雇用契約を締結していないこととする。 食料品製造業分野に 係る出入国 (の法別表第一の二の表し)管理及び難民認定法第-項の下欄第六号に規定

特定技能雇用契約の内容の基

欄第一号に掲げる活動を行う事業所が、平成二十五年総務省告示約に基づいて外国人が同法別表第一の二の表の特定技能の項の下政令第三百十九号)第二条の五第一項に規定する特定技能雇用契告示で定める基準は、出入国管理及び難民認定法(昭和二十六年技能外国人支援計画の基準等を定める省令第一条第一項第七号の二二条 飲食料品製造業分野に係る特定技能雇用契約及び一号特定 類を定める件)に定める日本標準産業分類に掲げる産業のうち主 第四百五号(統計法第二十八条の規定に基づき、産業に関する分 として次のいずれかに掲げるものを行っていることとする。

~ 七

第三条 契約の相手方となる本邦の公私の機関が次のいずれにも該当する及び第二項第七号に規定する告示で定める基準は、特定技能雇用技能外国人支援計画の基準等を定める省令第二条第一項第十三号之三条 飲食料品製造業分野に係る特定技能雇用契約及び一号特定(特定技能雇用契約の相手方となる本邦の公私の機関の基準)

こと。	、又は提供して説明をすること。# 録を作成する場合における当該電磁的記録を含む。) を交付し) を図るための計画について書面 (その作成に代えて電磁的記)	位及び賃金をはじめとする処遇の向上が図られることをいう。会を通じ、職業能力の向上並びにこれによる将来の職務上の地	ヤか	五 特定技能外国人と特定技能雇用契約を締結するときは、あら	一~四 (略) #	こととする。
(新設)				(新設)	一~四 (略)	こととする。

(平成三十一年農林水産省告示第五百二十七号の一部改正)

第四条 平成三十一年農林水産省告示第五百二十七号 (出入国 [管理及び難民認定法第七条第一 項第二号の基

準を定める省令及び特定技能 雇用契約及び一号特定技能外国 人支援計画 の基準等を定める省令の規定に基

づき外食業分野に特有 \mathcal{O} 事情に鑑みて定める基準) の一部を次のように改正する。

次の表により、 改正 前欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分が

あるものは、これを当該傍線部分のように改め、 改正後欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正

前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを加える。

後

改 正

人の基 潍

第 ることを内容とする特定技能雇用契約を締結していないこととす法律第八十八号)第二条第一号に規定する労働者派遣の対象とすお運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律(昭和六十年民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令本則に規定する民認定法第七条第一項第二号の基準は、申請人(出入国管理及び難切の二の表の特定技能の項の下欄第二号に掲げる活動の項の下欄第 第二号の基準を定める省令の 項 0 下 外食業分野に 欄第一号に掲げる活 係る出入国管理及び難 欄第二号に引げって「動の項の下欄第六号及び法別表第一の一の表の特定技能をの法別表第一の二の表の特定技能をある。」とは「単し言う法策と条第一項

#

第二 手方となる本邦の公私の機関が次のいずれにも該当することとす項第七号に規定する告示で定める基準は、特定技能雇用契約の相 人支援計画の基準等を定める省令第二条第一項第十三号及び第二 条
非外食業分野に係る特定技能雇用契約及び一号特定技能外国 特定技能雇用契約の相手方となる本邦の公私の機関の基 準) #

る。

としていること。# る性風俗関連特殊営業を営む営業所において就労させな 下 (令第三百十九号) 特定技能外国人)第二条第一項に規定する風俗営業及び同条第五項に規定す 律 号又は第二号に掲げる活動を行おうとする外国人をいう。 同じ。)に、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する (昭和二十三年法律第百二十二号。以下「風営法」という 元号)別表第一の二の表の特定技能の項の下欄第1人(出入国管理及び難民認定法(昭和二十六年 いこと

わせないこととしていること。 特定技能外国人に、 風営法第二条第三項に規定する接待を行 #

三 分 五

登録支援機関に一号特定技能外国人支援計画の全 部 の実施 を

の基

改

正

前

第一条 の項の下欄第一号に掲げる舌助う買うでです。第二号の基準を定める省令の表の法別表第一の二の第二号の基準を定める省令の表の法別表第一の二の第二号の基準を定める省分を指力国管理及び難民認定法 遺労働者の保護等に関する法律(昭和六十年法律第八十八号)第同じ。)が、申請人を労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派項第二号の基準を定める省令本則に規定する申請人をいう。以下で定める基準は、申請人(出入国管理及び難民認定法第七条第一 二条第一号に規定する労働者派遣の対象とすることを内容とする 特定技能雇用契約を締結していないこととする。 |項の下欄第一号に掲げる活動の項の下欄第六号に規定する告示||二号の基準を定める省令の表の法別表第一の二の表の特定技能||条||外食業分野に係る出入国管理及び難民認定法第七条第一項

第二条 外食業分野に係る特定技能雇用契約及び一号特定技能外国 手方となる本邦の公私の機関が次のいずれにも該当することとす項第七号に規定する告示で定める基準は、特定技能雇用契約の相 人支援計画の基準等を定める省令第二条第一項第十三号及び第二 特定技能雇用契約の相手方となる本邦の公私 の機関の 基準

二条第一 欄第一号に掲げる活動を行おうとする外国人をいう。以下同じ六年政令第三百十九号)別表第一の二の表の特定技能の項の下一号特定技能外国人(出入国管理及び難民認定法(昭和二十 俗関連特殊営業を営む営業所において就労させないこととして二条第一項に規定する風俗営業及び同条第五項に規定する性風 昭和二十三年法律第百二十二号。以下「風営法」という。)第。)に、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(いること。

二 一号特定技能外国人に、 を行わせないこととしていること。 風営法第二条第三項に規定する接待

三 5 五

|録支援機関に一号特定技能外国人支援計 画 の全部 0 実施、

かじめ、 位及び賃金をはじめとする処遇の向上が図られることをいう。 は「支援を実施する一号特定技能外国人を、委託をした本邦のていない場合」と、「特定技能外国人を受け入れた」とあるの 書中「特定技能外国人を受け入れていない場合」とあるのは「 援機関に委託していること。この場合において、第三号ただし 録を作成する場合における当該電磁的記録を含む。 会を通じ、 定法別表第 委託する場合にあっては、 会を通じ、職業能力の向上並びにこれによる将来の職務上の地ャリアアップ(職務経験又は職業訓練等の職業能力の開発の機 公私の機関が受け入れた」と読み替えるものとする。# 3を行おうとする外国人をいう。以下同じ。)の支援を実施した法別表第一の二の表の特定技能の項の下欄第一号に掲げる活、食業分野に係る一号特定技能外国人 (出入国管理及び難民認 る書面 又は 特定技能外国人と特定技能雇用契約を締結するときは 特定技能雇用契約に基づき特定技能外国人を外食業分野の実 を図るための計画について書面(その作成に代えて電磁的記 該電磁的記録を含む。 該特定技能外国人に対し、 従事させたときは、 提供して説明をすること。# 当該特定技能外国人に対し、 (その作成に代えて電磁的記録を作成する場合におけ足技能外国人に対し、当該契約に係る実務経験を証明 当該特定技能外国人からの求めに応じ 前三号のいずれにも該当する登録支 を交付し 当該特定技能外国人のキ 又は提供すること。)を交付し あら

関が受け入れた」と読み替えるものとする。 関が受け入れた」と読み替えるものとする。 生、「特定技能外国人を、委託をした本邦の公私の機場合」と、「特定技能外国人を受け入れた」とあるのは「支援場合」と、「特定技能外国人を受け入れていない場合」とあるのは「接機関に委託していること。この場合において、第三号ただし援機関に委託していること。この場合において、第三号ただし

附則

(施行期日)

1 この告示は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行の日 (以 下 「施行日」という。)前にされた、 次に掲げる申請についての処分について

は、なお従前の例による。

本邦にお į١ 7 出入国 |管理及び難民認 定法 (昭和二十六年政令第三百十九号。 以下「入管法」という。

別表第 の <u>-</u> $\overline{\mathcal{O}}$ 表 \mathcal{O} 特定技 能 の項 \mathcal{O} 下 欄 第 号に掲げる活動を行おうとする外国 人からされた入管法

第七 条の二 第 項 \hat{O} 規 定に、 よる証 明書 \mathcal{O} 交付の申 請であって、 この告示 の施行の際、 交付をするかどう

かの処分がされていないもの

在留資格を有する外国 人からされた入管法第二十条第二項の規定による入管法別表第一 の 二 の 表の特

定技能 の在留資格 0) 変更の申請であって、この告示の施行の際、 同条第三項の規定による許可をする

かどうかの処分がされていないもの

 \equiv 入管法別 表第一の二の表の特定技能 の在留資格をもって本邦に在留する者からされた入管法第二十一

許 可 をするか どうか 0) 処分がされ てい な 1 t \mathcal{O}

条第二

項

 $\widehat{\mathcal{O}}$

規定による在留期

間の

更新

 \mathcal{O}

申

請であって、

この告示

の施行

の際、

同

条第三項

 $\widehat{\mathcal{O}}$

規定による

3 施行 日 前 に、 この告示による改正 前 \mathcal{O} 平 -成三十 一年農林 水産省告示第五百二十四号、 平成三十一年農林

示 第 五. 百二十七号に適合するとして入管法第七条の二第一項に基づき交付した証 明書は、 それぞれ この

平成三十一年農林水産省告示第五百二十六号又は平成三十一年農林水産

座省告

水

産

省告示第五

百二十五号、

告示による改正 後 の平成三十一年農林水産省告示第五 百二十四号、 平成三十一年農林 水産 省告示第 五百二

十 -五号、 平成三十一年農林水産省告示第五 百二十六号又は平成三十一年農林 水 産省告示第五 百二十七号

4 次 の各号のいずれかに該当する者の在留資格については、 なお従前 の例に · よる。

という。)に適合するとして同項に基づき交付した証

明

書とみなす。

以下

「新告示」

この告示 0 施 行 \mathcal{O} 際現に入管法別表第一の二の表の特定技能 の在留資格をもって本邦に在留する者

附則 第二項: 第 一号の 規定によりな お 従前 \mathcal{O} 例によることとされる場合に おける入管法第七条の二

項 の規定に基づき交付を受けた証明書を所持し、 施行日以後に入管法第三章第一 節又は第一 二節の 規定に

よる上陸許可の証印を受けた者

三 附則第二項第二号の規定によりなお従前の例によることとされる場合における入管法第二十条第三項

の規定による許可を受けた者

兀 附則第二項第三号の 規定によりなお従前の例によることとされる場合における入管法第二十一条第三

項の規定による許可を受けた者

五. 施行日前に前項の規定により新告示に適合するとして入管法第七条の二第一項に基づき交付した証明

書とみなされることとなる証明書の交付を受け、 施行日以後に入管法第三章第一節又は第二節の 規定に

よる上陸許可の証印を受けた者